

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則名		地方自治法、さいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条
所 管 部 課		都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課 (電話：048-829-1444)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市財産規則第 21 条及び、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第4に則って事務を行っている。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 21 年 11 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20 日 (行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 6)
	設定等年月日	平成 13 年 9 月 27 日設定 平成 19 年 3 月 1 日最終改正
備 考		